

4: 検討の軸に関する利点／課題

6: はじめに

7: 本資料は、検討の軸の各選択肢に対する利点や課題などについて委員から事
8: 前に頂いた意見をまとめたものである。本資料をもとに、さらに利点／課題
9: 等の洗い出しを行い、今後の検討に役立てたい。

12: 利点／課題

■設問1. 地域型JPドメイン名の登録に申請者の地域属性を必要とするか？

(1-a) 必要である

課題：

- 18: - 地域属性を表さない(汎用JPドメイン名)〈政令指定都市名〉.JP を
- 19: 利用者が容易に区別できる方法を考える必要がある(ドメイン名
- 20: の利用停止かもしれない)
- 21: - (新たに指定されるであろう政令指定都市名の〈xxx〉.JP を全て予
- 22: 約しておくことは現実的ではないので)既に用いられている地域
- 23: 型JPドメイン名のみ限定される
- 24: - 引越してもドメイン名を変えなくて良いので、登録者の所在と
- 25: 地域の関連が一致しないものがある
- 26: - ステイタス、ブランドイメージ、信頼性があり、不要にすると混
- 27: 乱をまねく(既存の地方公共団体ユーザーの立場)
- 28: - 不要であるとされた場合、地域型ドメインの廃止や凍結を検討し
- 29: そのいずれかとすることができ、必要であるとなった場合、
- 30: それが困難になること
- 31: - 必要であるとされた場合、現状を打開できる適切な案があまりな
- 32: いと考えられること
- 33: - (管理委譲することを是とする場合)管理委譲を希望する組織が複
- 34: 数ある場合、どの様に委譲先を決定すべきか？
- 35: - (管理委譲することを是とする場合)管理委譲先が 2nd level 名毎
- 36: に異なる場合など、統一した割り当て基準で統制する必要がある
- 37: か？
- 38: - 第2レベル、第3レベルは、申請者の住所確認(等)による必要があ
- 39: り繁雑さが解消しない
- 40: - (現行の第4レベル割当では)都道府県名直下の登録ができない
- 41: - (割当レベルを変更すると)現在、地域型JPドメイン名の利用者が
- 42: 著しく不利にならないように措置を講じる必要がある

その他：

- 44: - 地域型JPドメインとして残すなら必要。逆にこれが不要であれば
- 45: 地域型JPドメインを廃止し一般ドメインと同一化すべきと思える。
- 46: - 現在、登録時のみ所在の条件(引越し後までのチェックは行ってい
- 47: ない)

(1-b) 不要である

課題：

- 51: - 現在、地域型JPドメイン名の利用者が著しく不利にならないよう
- 52: に措置を講じる必要がある
- 53: - 組織/個人等の所在している地域がわからない
- 54: - 現在の地方公共団体ドメイン名の信頼性が損なわれる可能性がある
- 55: 。
- 56: - 条件緩和への混乱、不満？(既存ユーザーの立場)
- 57: - 不要であるとされた場合、地域型ドメインの廃止や凍結を検討し
- 58: そのいずれかとすることができ、必要であるとなった場合、
- 59: それが困難になること
- 60: - (管理委譲することを是とする場合)管理委譲先での割当規則は、
- 61: 委譲先に完全に任せて良いか？
- 62: - (現行の第4レベル割当では)都道府県名直下の登録ができない

- 63: - (割当レベルを変更すると) 現在、地域型JPドメイン名の利用者が
64: 著しく不利にならないように措置を講じる必要がある
65:
66: 利点:
67: - 登録者の所在と関係なくドメイン名が登録できるため、ドメイン
68: 名の利用の幅が増える
69: - lg.jpへの促進の効果もあるかも知れない
70: - 登録の間口が広がる(本籍がある人、県人会、観光案内などの利用)
71: (新規ユーザーの立場)
72:

73: ■設問2. 地域型JPドメイン名の登録に 1組織 1ドメインの制約を継続すべき
74: か?
75:

76: (2-a) 必要である

77: 課題:

- 78: - サービス・商品・拠点毎にドメイン名が登録できない
79: - (管理委譲することを是とする場合)管理委譲を希望する組織が複
80: 数ある場合、どの様に委譲先を決定すべきか?
81: - (管理委譲することを是とする場合)管理委譲先が 2nd level 名毎
82: に異なる場合など、1組織1ドメインの原則チェックをどの様に実
83: 現するか?
84: - (現行の第4レベル割当では) 都道府県名直下の登録ができない
85: - (割当レベルを変更すると) 現在、地域型JPドメイン名の利用者が
86: 著しく不利にならないように措置を講じる必要がある

87: 利点:

- 88: - 不正取得の規制(新規ユーザーの立場)
89: - 不要にドメインをおさえる必要が無い(サブドメインの利用で1ド
90: メインでも活用可)
91: - 地域型⇒地方公共団体のステータスが出る(既存の地方公共団体ユー
92: ザーの立場)
93:

94: (2-b) 不要である

95: 課題:

- 96: - 現在、地域型JPドメイン名の利用者が著しく不利にならないよう
97: に措置を講じる必要がある
98: - 属性型JPドメイン名の利用者で、この制約により地域型JPドメイ
99: ン名の割当を受けられなかった者に、優先登録権を与える必要が
100: あるか?
101: その場合、同一地域での名前衝突時の解決方法はどうか?
102: - 簡単に登録できるため、ドメイン名利用促進が図られる可能性有
103: り(登録規則まで踏み込んでいます)
104: - 条件緩和への混乱、不満?(既存ユーザーの立場)
105: - 地域属性を必要とするといった場合、汎用.jp的な展開ができるの
106: か疑問
107: - (管理委譲することを是とする場合)管理委譲先での割当規則は、委
108: 譲先に完全に任せて良いか?
109: - (現行の第4レベル割当では) 都道府県名直下の登録ができない
110: - (割当レベルを変更すると) 現在、地域型JPドメイン名の利用者が
111: 著しく不利にならないように措置を講じる必要がある

112: 利点:

- 113: - 登録の間口が広がる(サービス・商品毎のドメイン取得が可能)
114: Service.tokyo.jpなどのドメイン競合時の対応(新規ユーザーの立
115: 場)

116: その他:

- 117: - 地域型JPドメインとしての利用を促進するため制約を解除すべき
118:

119: ■設問6. 地域型JPドメイン名の今後の利用の意向について?

120:
121: (6-a) 今後も積極的に利用し続ける意向である

122: 課題:

- 123: - 地方公共団体の Web ページが、地域型JPドメイン名と LG.JPドメ
124: イン名で混在しており判りづらい

- 125: - 再構築をした場合、現登録ドメイン名は無期限で利用を続けられ
126: るようにすべきか
127: - HP、メール等で既に利用している。変えたくない方への対応(既存
128: ユーザーの立場)
129: - 現状のドメイン名の取り扱いを決める必要がある
130: その他:
131: - 現状維持のコストが大幅でなければ、変更に伴う実コストのほう
132: が大きくなるので、(6-a)と(6-b)の違いは微妙かも?
133: - 臨時職員はlg.jp使えない?
134:

135: (6-b) 積極的ではないが、利用/保有していきたい

136: 課題:

- 137: - 他に利用したいドメイン名があるときに、1組織1ドメイン名が制
138: 約とならないか?
139: - 現状のドメイン名の取り扱いを決める必要がある
140: その他:
141: - 現状維持のコストが大幅でなければ、変更に伴う実コストのほう
142: が大きくなるので、(6-a)と(6-b)の違いは微妙かも?
143: - 個人利用の認知度は低い。昔(2000年頃)は個人はこれしか取れな
144: かった
145:

146: (6-c) いずれ使わなくなる予定

147: 課題:

- 148: - 検索エンジンなど間接参照の場合、旧ドメインでのアクセスがあ
149: る程度の期間は残ってしまうので、いずれにせよ相当期間の継続
150: を必要とするのではないか?
151: - 既存ユーザの移行を促すか共存するか検討要
152: - 現状のドメイン名の取り扱いを決める必要がある
153: その他:
154: - 汎用jpの利用を勧める(ドメインが長くて使いづらい)(既存の一
155: 般ユーザーの立場)
156: - LG.JPに移行を促す(既存の地方公共団体ユーザーの立場)
157:

158: ■その他

- 159: - 仮に、地域属性をやめて、1組織1ドメインの制約をやめてもユー
160: ザは、長いドメインを使う気にはならないと思う。もし、地域型
161: JPドメイン名を今後、多くのユーザに使用していただくのであれば、
162: 構造の変更(第3レベルの解放を含めて)を議論すべきだと思え
163: る。
164:

165: -----
166: 以上